

PayPay カード健康保険組合並びに PayPay カード株式会社が共同で実施する健康診査事業の公表について

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。PayPay カード健康保険組合（以下「当組合」という。）では、健康診査事業について、PayPay カード株式会社と共同実施し、健診データを共同利用しております。

したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者名もしくは名称について、次のように公表いたします。

1. PayPay カード株式会社との健康診査事業の共同実施について

当組合では、被保険者（従業員）の健康管理を考える上で効率的、効果的であるため、母体企業である PayPay カード株式会社とともに、健康診査事業を共同実施することとしました。

2. 共同利用する健診データ項目について

○内科診察（問診と聴打診、**既往歴および業務歴の調査、自覚症状および他覚症状の有無の検査**）

○身体計測

・身長、体重、腹囲、BMI

○視力・聴力検査（会話法あるいはオーディオメーター）

○胸部X線

○肺機能測定

・肺活量、予測肺活量、肺活量比、一秒量、一秒率

○喀痰検査（結核菌、または肺がん検診）

○血圧測定

・収縮期、拡張期

○心電図検査（安静時あるいは負荷）

○尿検査

・蛋白、糖、潜血

○血清検査

・尿素窒素、クレアチニン

○胃透視または胃内視鏡検査

○便潜血反応検査

○直腸・肛門触診、前立腺（触診、男性のみ）

○大腸内視鏡検査（精密検査時）

○腹部超音波検査（肝臓、胆のう、脾臓、膵臓、腎臓）

○肝機能検査

・GOT、GPT、 γ -GTP、総蛋白、アルブミン、総ビリルビン、LDH、コリンエステラーゼ、ALP、LAP、A/G

○膵臓検査（アミラーゼ）

○肝炎ウイルス検査

・HBs抗原、HBs抗体、HCV抗体（40歳以上1回）

- 血中脂質・尿酸検査
 - ・血清トリグリセライド（中性脂肪）、HDL - コレステロール、LDL - コレステロール、尿酸
 - 血糖検査（糖代謝）
 - ・空腹時血糖・尿糖、糖負荷試験（60分血糖・尿糖、120分血糖・尿糖）、HbA1c
 - 血液検査（貧血検査）
 - ・白血球、赤血球、血色素量、Ht、血小板、MCH、MCV、MCHC、好中球、好酸球、好塩基球、単球、リンパ球
 - 子宮がん検査（内診、細胞診、女性のみ）
 - 乳がん検査（視触診、マンモグラフィー、超音波、女性のみ）
 - 眼圧検査
 - 腫瘍マーカー検査
 - 上記検査等通知のほか、各項目の判定結果、総合判定・指導事項
- ※ゴチック部分は、労働安全衛生法に定める検診項目（法定健診）

3. 健診データを共同利用する者の範囲について

PayPay カード株式会社 Payroll & Welfare グループ
PayPay カード健康保険組合 常務理事、担当職員

4. 健診データを共同利用する者の利用目的について

- ・ PayPay カード株式会社 Payroll & Welfare グループにおいては、労働安全衛生法の目的に沿って、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進します。また、職場だけでなく、労働者が健康的な日常生活を送れるように、PayPay カード健康保険組合とともに、健康の保持・増進に努めます。
- ・ PayPay カード健康保険組合においては、健康保険法第 150 条の趣旨に則り、PayPay カード株式会社 Payroll & Welfare グループとともに、被保険者の健康の保持・増進に努めます。
具体的健診データの利用は、健保組合のコンピューターにデータ保存し、生活習慣病対象者及びその予備軍を、健診データを基に抽出し、健康教育を行います。

5. 健診データの管理責任者名（もしくは名称）について

健診データの管理責任者は、PayPay カード株式会社の Payroll & Welfare グループマネージャー、PayPay カード健康保険組合の常務理事です。

PayPay カード健康保険組合及び健康保険組合連合会が共同で実施する高額医療給付に関する交付金交付事業の公表について

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。PayPay カード健康保険組合（以下「当組合」という。）では、高額な医療費が発生した場合に、健康保険組合連合会（以下「健保連」という。）が実施する高額医療給付に関する交付金交付事業（以下「高額医療事業」という。）から医療費の助成を受けるため、診療報酬明細書データを共同利用しております。

したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共

同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者名もしくは名称について、次のように公表いたします。

1. 健保連との高額医療事業の共同実施について

健康保険組合と健保連では、健康保険法附則第2条に基づく事業として、組合が高額な医療費が発生した場合に、その費用の一部を健保連から交付する事業を実施しています。その事業の申請のために、①診療報酬明細書（調剤報酬明細書を含む。以下「レセプト」という。）については、電子レセプトのCSV情報、もしくは紙レセプトのコピー、②当該レセプト患者氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、レセプト請求金額などを記録（記載）した「交付金交付申請総括明細データ」、もしくは「交付金交付申請総括明細書」を健保連・交付金交付事業グループ・高額医療担当に提出します。この交付を受けることによって、当組合の高額医療費の支出が軽減されることとなります。

2. 共同利用する個人データ項目について

前項の「交付金交付申請総括明細データ」もしくは、「交付金交付申請総括明細書」の記載項目のほか、レセプト記載データの全ての項目

3. レセプトデータを共同利用する者の範囲について

- ・ PayPay カード健康保険組合 常務理事、担当職員
- ・ 健康保険組合連合会 交付金交付事業グループ・高額医療担当
- ・ 業務委託先 公益財団法人日本生産性本部 ICT・ヘルスケア推進部
及び協力会社

4. レセプトデータを共同利用する者の利用目的について

当組合においては、高額医療事業の申請を行うことによって、医療費の一部の交付を受けるためにレセプトデータを利用します。

健康保険組合連合会・高額医療グループにおいては、全組合からの申請を受理するため、当該組合からの申請が間違いないかをチェックし、適正な交付を行うために利用します。また、特に高額である1月1千万円以上のレセプトについては、個人情報を除いた上で、金額、主病名などについて公表することによって、医療費の高額化傾向を訴えていく材料とします。

5. レセプトデータ等の管理責任者の氏名又は名称及び住所並びに法人の代表者氏名

PayPay カード健康保険組合 福岡県福岡市博多区博多駅前四丁目 21 番 26 号

理事長 井野 博海

管理責任者 常務理事

健康保険組合連合会

東京都港区南青山 1 - 2 4 - 4

会長 宮永 俊一

管理責任者 組合サポート部 部長

外部委託について

当組合では、被保険者及び被扶養者の皆様の個人情報を下表の業者に提供して、業務委託しています。

個人情報保護法上、業務を委託している場合は第三者への提供には当たりませんが、当組合では、委託業務にあたっては、個人情報保護について十分な管理能力のある業者を選定し、当組合の「個人情報保護管理規程」に基づいて、安全管理措置を義務づけ、措置内容を定期的に確認することとしています。

委託業者一覧表

委託業者名	住所	委託業務内容
(株) FCCテクノ	福岡市南区向野 2 丁目 1 4 番地 2 0 号 092-577-2922	健康保険組合システム全般・レセプトパンチデータ作成・医療費通知作成・レセプト点検
(一財) 日本健康文化振興会	東京都杉並区阿佐谷南 1 丁目 1 4 番地 1 号 03-3316-1111	組合員（被扶養者）に対して行う健診案内・実施、健診データ作成
SOMPOヘルスサポート (株)	東京都千代田区神田淡路町 1 - 2 - 3 03-5209-8500	特定保健指導の委託業務
(株) 赤ちゃんとママ社	東京都新宿区本塩町 2 3 番地 03-5367-6590	購読紙配布（出産育児手当金請求者向）
(株) 東京法規出版	東京都文京区本駒込 2 - 2 9 - 2 2 03-5977-0300	健康保険組合ウェブサイト更新運用
(株) 保健同人社	東京都千代田区一番町 4 番地 4	相談事業
(株) 歯科健診センター	東京都千代田区平河町 1 丁目 2 番 1 号	歯科健診先紹介
初村第一倉庫 (株)	福岡市博多区吉塚 8 丁目 4 番 4 8 号	文書保管
(株) あまの創健	名古屋市東区泉二丁目 2 0 番 2 0 号 052-931-0083	組合員への医薬品の斡旋